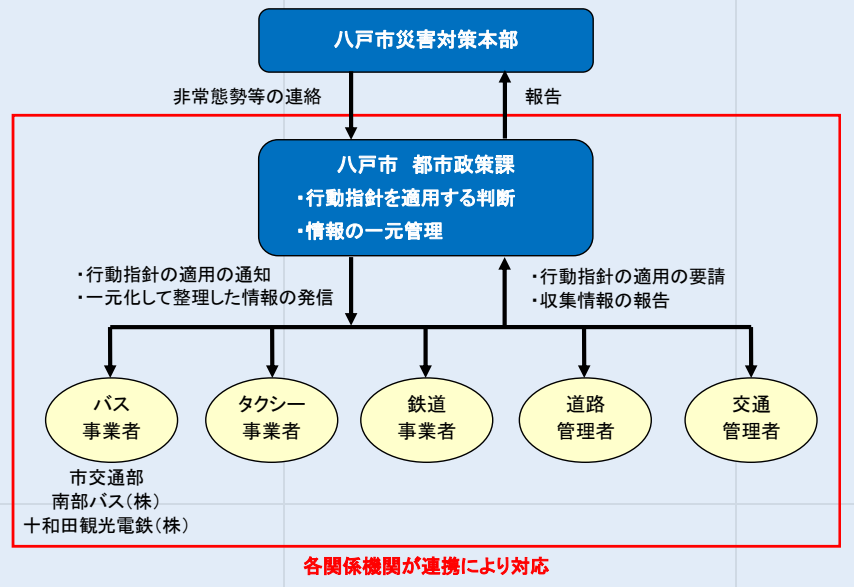


■行動指針の適用体制と適用分野

- 行動指針の適用基準①（八戸市災害対策本部が設置される基準）の災害が発生した場合
→ 本行動指針を適用
- 行動指針の適用基準①以外の災害又は同適用基準②の被害状況が発生した場合
→ 交通事業者等からの要請又は被害の状況・規模等から八戸市都市政策課が必要と判断した場合に本行動指針を適用

- 関係機関等が迅速かつ臨機応変に公共交通サービスを運行実施 → 運行面の連携
- 災害に起因する公共交通に関する情報を的確かつ迅速に把握、発信 → 情報面の連携



■行動指針の適用基準

①災害の種類・規模

【地震】

- 震度5弱以上を観測し、大規模な被害が発生
- 大津波警報、津波警報が発表

【風水害等】

- 広域または相当規模の災害が発生（台風、高潮、集中豪雨等異常降雨、豪雪による災害や大規模な火災など）

②被害の状況・規模

- 主要バス路線となっている幹線道路網や鉄道が寸断
- 市街地の一部に面的な被害が発生
- 被災により運行資源（車両、乗務員、燃料等）が不足
- 局所的な集中豪雨による停電等
- 情報通信ネットワークが寸断 など

- 原則として、関係機関は事業継続計画（BCP）に基づき単独での運行の維持確保に努める。
- 単独での運行が不可能となった場合、以下の適用主体間で協議・連携して対応を行う。

■行動指針の適用主体の役割

適用対象主体		地域防災計画上の役割
バス事業者	八戸市営バス	<ul style="list-style-type: none"> ・バス緊急輸送、バス運行路線の確保 ・バス運行状況の情報収集、伝達 ・緊急輸送車両の整備 ・輸送に要する資機材及び燃料の確保
	南部バス	
	十和田観光電鉄	
鉄道事業者	東日本旅客鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・応急資材の確保、災害警備体制の確保 ・列車運転の安全と輸送の確保 ・列車運転状況の情報収集・伝達
	青い森鉄道	
タクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における輸送等の協力 	
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持、管理及び交通確保 ・道路の被害状況の情報収集・伝達 	
交通管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の交通規制 	
行政関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報収集、伝達及び被害状況の調査 ・災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力 ・旅客輸送関係の被害調査 ・バスや鉄道の運行状況の広報 	

■行動指針における連携対応場面

項目	連携対応場面	本編掲載ページ	関係機関	
運行	インフラ被害対応	○道路が被災してバスを運行できない ○鉄軌道等が被災して代替バスの必要性が発生	P14 P18	バス事業者、鉄道事業者、道路管理者、交通管理者、行政関係者
	需要への対応	○被災者の避難所までの移動などの需要が発生 ○通院や入浴などの最低限な交通の需要が発生 ○仮設住宅への移行に伴い公共交通需要が変化 ○遠隔地移動に伴うターミナル接続の需要が発生	P21 P25 P29 P34	バス事業者、タクシー事業者、行政関係者
	施設	○社屋等が被災	P37	関係機関
	車両	○バス車両が被災してバスを運行できない	P40	バス事業者、行政関係者
	燃料	○燃料不足によりバスを運行できない	P43	バス事業者、行政関係者
	人	○被災または燃料不足により乗務員が不足 ○災害対応により運行にあたる職員が不足	P46 P49	バス事業者、行政関係者
	情報	伝達	○平常時に使用する通信連絡手段が使用できない	P51
収集		○関係機関それぞれが情報収集しなければいけない		
発信		○公共交通の運行情報を発信しきれない		

